

高木地域デマンド型乗合タクシーPRチラシ広告募集要項

姫路市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の1つとして、次のとおり高木地域デマンド型乗合タクシーPRチラシ（以下「チラシ」という）の広告主を募集します。

広告掲載による広告掲載料収入は、本市の高木地域デマンド型乗合タクシー運行事業を実施するための財源として、市民サービスの向上のため活用します。

また、地域の事業者等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図るとともに、広告を行う事業者に地域貢献の機会を提供します。

1 広告媒体の名称

高木地域デマンド型乗合タクシーPRチラシ

2 広告媒体の仕様

別紙「広告掲載仕様書」のとおりに

（注）申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準、広告掲載仕様書を必ずお読みください。

3 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

4 募集期間

令和8年2月20日（金）～令和8年2月27日（金）（当日必着）

5 広告掲載料

- (1) 広告掲載料については、1枠あたり5,000円（定価・税込み）です。複数枠の申込みも可能です。
- (2) 広告掲載料は、市の指定する期日までに一括で納付していただきます。
- (3) 指定する期日までに広告原稿が入稿できず、チラシの発行に間に合わない場合であっても、広告掲載料は納付していただきます。

6 申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原稿案を添付し、郵送又は持参してください。

【提出先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市都市局交通計画部地域公共交通課

※ なお、持参による提出の場合、開庁時間内にお越しください。（月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前8時35分から午後5時20分まで）

7 決定方法

- (1) 市で広告掲載の内容について審査後、決定します。
- (2) 予定枠数（2枠）を超える数の応募があったときは、次の方法により決定するものとします。
 - ア. 申込者が2者の場合
各申込者に1枠ずつ割り当てることとします。
 - イ. 申込者が3者以上の場合
申込み枠数にかかわらず、上限を1枠とし、抽選を行います。

(3) 広告掲載の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。

8 決定後の手続き

- (1) 広告主に決まった申込者は、市と広告掲載契約を締結していただきます。
- (2) 契約締結後、掲載しようとする広告について、市と協議を行って下さい。
- (3) 広告について市の承認を得た後、指定する期日までに広告の版下（電子データ）を作成し、入稿してください。ただし、データでの提出が困難かつ写真等がない文字のみの構成の場合は紙提出可とします。
- (4) 掲載位置は、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

9 掲載できない広告

姫路市広告事業実施要綱及び姫路市広告掲載基準に定めるとおりです。

10 広告掲載の取消し

次の場合、広告掲載契約を解除し、広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく契約に違反した場合
- (2) 広告主又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があった場合
- (3) 広告主又はその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があった場合
- (4) 広告主に破産の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があった場合

11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。
- (3) 広告掲載後、掲載した広告が「9 掲載できない広告」に該当することとなった場合、チラシの回収などを広告主の負担で行っていただく場合があります。
- (4) 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とします。

12 その他

広告掲載仕様書で示した配布期間開始から1年未満で記載内容の変更を行う場合、新しいチラシに広告を引き継ぐこととします。

《申込・お問い合わせ先》

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 都市局 交通計画部 地域公共交通課

電話：079-221-2493

FAX：079-221-2557

e-mail：kotukeikaku@city.himeji.lg.jp